

伊達地方衛生処理組合からのお知らせ

【重要】管内指定ごみ袋の代替措置について

管内指定ごみ袋につきましては、例年と同程度の数量を製造しておりますが、7月1日からの価格改定の予告に伴い、一時的に需要が増加し、一部店頭において供給が不安定な状況が発生しています。

指定ごみ袋を購入できず、ごみの排出ができなくなる事態を防ぐため、臨時的に以下の代替方法による排出を可能とします。

【臨時措置期間】

令和8年6月8日(月)から6月30日(火) まで

(ごみ袋の供給状況により、延長が必要な場合は改めてお知らせします)

○臨時措置で使用できる袋等について

	使用できる袋	使用できない袋
素材	プラスチック製やビニール製 ※資源専用袋を可燃ごみ用としても使用できます。	紙袋、段ボール、布袋、 他自治体の指定袋など
色	透明または中身が見える半透明の袋(色付きは不可)	黒色など中身の見えない袋
大きさ	概ね20ℓから45ℓまで	左記以外の大きさの袋
厚さ	特に制限なし	
その他	口を縛れない袋は使用できません	

【特記事項】

使用する袋の両面に
排出するごみの種類を
マジックで記載してく
ださい。(記載されない
場合は収集されません)



可燃ごみ



プラごみ



ペットボトル



びん類

【その他】

- ・ 分別ルールや収集日については変更等はありません。引き続き、組合の分別基準に基づき、排出をお願いします。
- ・ 管内指定ごみ袋は臨時措置期間内でも使用可能です。
- ・ 一人でも多くの方が購入できるように、指定ごみ袋の必要以上の買いだめ等、過度な購入は控えていただくよう、ご理解ご協力をお願いします